

「文京区手話言語条例（案）」及び「文京区障害者による情報の取得 及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例（案）」について

1 これまでの経緯

令和5年11月定例議会において、「(仮称)文京区手話言語条例」及び「(仮称)文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」の基本的な考え方を報告した。あわせて、パブリックコメントの募集及び区民説明会を行った。

これらの経過を踏まえ、「文京区手話言語条例」及び「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」を制定する。

2 条例の主な内容

(1) 文京区手話言語条例（案）骨子（詳細は別紙1のとおり）

- ① 前文
- ② 目的
- ③ 基本理念
- ④ 区、区民及び事業者の責務
- ⑤ 施策の推進
- ⑥ 当事者団体からの意見聴取
- ⑦ 切れ目のない支援
- ⑧ 福祉及び保健サービスにおける環境整備
- ⑨ 災害時等における措置

(2) 文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例（案）骨子（詳細は別紙2のとおり）

- ① 前文
- ② 目的
- ③ 基本理念
- ④ 区、区民及び事業者の責務
- ⑤ 施策の推進
- ⑥ 当事者団体からの意見聴取

3 パブリックコメント等の実施結果

別紙3のとおり

4 スケジュール

令和6年2月	条例案議会上程
3月	条例公布
4月1日	条例施行

文京区手話言語条例（案） 骨子

1 条例制定の背景・趣旨

手話は、手、指、体の動き及び顔の表情などにより視覚的に表現する言語であり、障害者の権利に関する条約や障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）においても言語として位置付けられる、手話言語を必要とする者にとって生活する上で必要不可欠な意思疎通の手段である。

しかし、手話言語は、過去に使用が制約されてきた歴史があり、手話が言語として認められてこなかったことをはじめ、手話言語を獲得できなかったこと、手話言語により学習できなかったこと、手話言語を使用しやすい環境が整備されてこなかったこと等により、これまで手話言語を必要とする者は必要な知識や情報を得ることができず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

文京区は、手話は言語であるという認識の下、手話言語に関する理解、手話言語の普及、手話言語の獲得及び習得、手話言語による学習並びに手話言語の使用を促進する環境の整備に取り組むことで、全ての者が支え合い、手話言語を必要とする者が安心して生活できる地域社会の実現を目指して、文京区手話言語条例の制定を図っていく。

※障害者：身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

2 目的

手話は言語であるという認識の下、手話言語に関する基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、手話言語を必要とする者が安心して生活できる地域社会を実現することを目的とする。

※区民：区内に住む人、働く人及び学ぶ人

※事業者：区内において事業活動を行う法人その他の団体又は個人

※手話言語を必要とする者：ろう者、難聴者、中途失聴者、盲ろう者等

3 基本理念

- (1) 手話言語を必要とする者は、手話言語を獲得する権利、手話言語で学ぶ権利、手話言語を学ぶ権利、手話言語を使う権利及び手話言語を守る権利を有し、これらの権利は、尊重されなければならない。
- (2) 手話言語による意思疎通は、手話言語を必要とする者にとって円滑に行われなければならない。
- (3) 全ての人は、障害の有無にかかわらず、相互に尊重されなければならない。

4 責務

区が行うべきこと又区民や事業者が取り組むべきことは次のとおりである。

(1) 区の責務

区は、区民、事業者、国及び他の地方公共団体その他関係機関等と協力し、基本理念に基づき、施策を推進するものとする。

(2) 区民の責務

区民は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(3) 事業者の責務

① 事業者は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

② 事業者は、その事業活動において、基本理念に基づき、手話言語を必要とする者が手話言語による意思疎通を円滑に行うことができるように努めるものとする。

5 施策の推進

(1) 区は、次に掲げる施策を推進するものとする。

① 手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及に関する施策

② 手話言語を必要とする者が、必要な場面において、手話言語による情報の取得及び利用並びに意思疎通を行うための施策

③ 手話通訳者の確保、養成及び資質向上のための施策

④ その他、区長が必要があると認めた施策

(2) 切れ目のない支援

・ 区は、出生時からの成長段階又はその必要とする段階に応じて、手話言語を必要とする者が手話言語を獲得し、及び習得し、並びに手話言語で学習する機会を確保するよう努めるものとする。

・ 区は、当事者団体と連携して、手話言語を必要とする者及び当該者と日常生活を共にする者に対し、手話言語に関する情報及び学習の機会を提供するとともに、切れ目のない支援を行うための相談体制等の環境を整備するよう努めるものとする。

(3) 福祉及び保健サービスにおける環境整備

区は、福祉及び保健に係るサービスについて、手話言語を必要とする者が手話言語を利用しやすい環境を整備するための取組に対して、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(4) 災害時等における措置

区は、災害その他の非常事態において、手話言語を必要とする者が手話言語で必要な情報を取得し、意思疎通を図ることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (5) 区は、施策の推進に当たり、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との整合性を図るものとする。
- (6) 区は、施策の推進、実施状況の点検及び見直しを行うに当たり、当事者団体の要望を踏まえ必要があると認めるときは、当事者団体から意見を聴取する機会を設けるものとする。

※当事者団体：主として障害者及び障害者と日常生活を共にする者等をもって構成される
団体

文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例（案） 骨子

1 条例制定の背景・趣旨

文京区は、地域社会を構成する様々な人たちが、人権を尊重し、互いの立場を思いやりながら行動するとともに、平等な立場で、社会のあらゆる分野に参画することにより、一人一人が個性豊かに生き生きと暮らせるまちを目指している。

そのため、障害者にとって、可能な限り、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されることが必要であり、その必要とする情報の取得及び利用並びに意思疎通が円滑かつ十分に行われることが重要である。

文京区は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に取り組むことで、全ての人が生き生きと安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して、文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例の制定を図っていく。

※障害者：身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

2 目的

障害者が情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることを促進するための基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、全ての人が障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

※区民：区内に住む人、働く人及び学ぶ人

※事業者：区内において事業活動を行う法人その他の団体又は個人

3 基本理念

(1) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段は、可能な限り、それぞれの障害の特性に応じて適切に選択することができなければならない。

(2) 障害者は、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を同一の時点において取得することができなければならない。

(3) 全ての人は、障害の有無にかかわらず、相互に尊重されなければならない。

※情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段

：手話、要約筆記、点字、文字表記、筆談、触手話、指点字、音声、絵図、平易な表現、代筆、代読、ICT を活用したコミュニケーションツールその他障害者が日常生活又は社会生活を営む上で必要とする情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段

4 責務

区が行うべきこと又区民や事業者が取り組むべきことは次のとおりである。

(1) 区の責務

区は、区民、事業者、国及び他の地方公共団体その他関係機関等と協力し、基本理念に基づき、施策を推進するものとする。

(2) 区民の責務

区民は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(3) 事業者の責務

① 事業者は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

② 事業者は、その事業活動において、基本理念に基づき、障害者が必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるように努めるものとする。

5 施策の推進

(1) 区は、次に掲げる施策を推進するものとする。

① 障害者の情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する施策

② 障害者の情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の普及啓発に関する施策

③ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の支援を行う者の確保、養成及び資質向上のための施策

④ その他、区長が必要があると認めた施策

(2) 区は、施策の推進に当たり、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との整合性を図るものとする。

(3) 区は、施策の推進、実施状況の点検及び見直しを行うに当たり、当事者団体の要望を踏まえ必要があると認めるときは、当事者団体から意見を聴取する機会を設けるものとする。

※当事者団体：主として障害者及び障害者と日常生活を共にする者等をもって構成される団体

「(仮称) 文京区手話言語条例」及び「(仮称) 文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」の基本的な考え方に対する意見等について

1 パブリックコメント等の実施結果

	開催日 募集期間	会場	参加者数 意見等提出者数	意見等件数
文京区障害者 差別解消支援 地域協議会 (第1回)	10月27日(金)	文京シビック センター 障害者会館	委員 18人	7件
パブリック コメント	11月1日(水) から 11月30日(木) まで	—	23人 【電子メール11人 持参12人(※)】	59件 【電子メール37件 持参22件】
区民説明会 (第1回)	11月8日(水)	文京シビック センター 障害者会館	27人	18件
区民説明会 (第2回)	11月22日(水)	文京区勤労福 祉会館	24人	17件

(※) 持参12人の内訳 { 紙による提出8人
手話言語による意見等の動画を保存した光ディスクによる提出4人

2 文京区障害者差別解消支援地域協議会での意見等

- (1) (仮称) 文京区手話言語条例 (以下、「手話言語条例」という。) の基本的な考え方についての意見等

No.	意見等 (要旨)	区の考え方等
1	基本的な考え方を作成するに当たり、区内で手話通訳を行っている団体や聴覚障害者団体から意見聴取を行ったか。	文京区聴覚障害者協会及び文京手話会と意見交換を重ね、手話言語条例の基本的な考え方を作成しました。

- (2) (仮称) 文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例 (以下、「意思疎通促進条例」という。) の基本的な考え方についての意見等

No.	意見等 (要旨)	区の考え方等
1	知的障害者が会議を傍聴する際には、会議の内容を分かりやすく伝える支援者が必要になる。そのような支援者の配置を行う費用を区の予算として確保することが重要である。	ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、今後検討してまいります。
2	情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段に、家族や付添人による意思疎通支援を追記すべき。	家族や付添人による意思疎通支援は、「その他障害者が日常生活又は社会生活を営む上で必要とする情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段」に含まれると考えております。
3	情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段に、分身ロボットの活用を追記すべき。	分身ロボットの活用は、「その他障害者が日常生活又は社会生活を営む上で必要とする情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段」に含まれると考えております。

- (3) (1)または(2)の指定なしの意見

No.	意見等 (要旨)	区の考え方等
1	ろう者以外の言語が発することができない障害者の支援も考えていただきたい。	ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、今後検討してまいります。

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
2	傍聴が可能な会議に手話通訳者を配置する場合は、会議に手話通訳者が配置されることをろう者に周知して、ろう者の傍聴参加を促進すべき。	ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、今後検討してまいります。
3	「施策の推進、実施状況の点検及び見直しを行うに当たり、(中略)当事者団体から意見を聴取する機会を設けるものとします。」とされているが、当事者団体の構成員でない障害者の意見を聴取しないように解釈できるため、「当事者団体等から意見を聴取する機会を設ける」に変更し、当事者団体の構成員でない障害者からも意見を聴取できるようにすべき。	当事者団体との意見交換は、現在も定期又は不定期に行っており、その取組を参考にしながら実施することを想定しております。 また、当事者団体に属さない障害者の意見は、区の窓口や関係機関等への相談のほか、日々の支援の中で把握し、施策の推進のために必要な意見については活用していきたいと考えております。

3 パブリックコメント

(1) 手話言語条例の基本的な考え方についての意見等

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
1	<p>条例の内容が抽象的で、区民がどのように関わっていくのか、何ができるのかが見えてこない。条例が制定されて終わりではない。条例が施行された後の施策が非常に重要である。</p> <p>ろう者の困り事がどのように改善、解消されるのか、健聴者の区民は何をすればいいのか、施策において具体的に、明確に示してほしい。</p> <p>拘束力がないとしても、条例がただの理想論になってしまわないよう、実効力のある施策を実施してほしい。そして、慎重に検討すると同時に、スピード感をもって進めてほしい。</p>	<p>本条例では、区としての基本理念をお示ししておりますが、ご意見を参考とさせていただきます、具体的な施策について、検討してまいります。</p>
2	<p>「手話言語条例を必要とする者とは、ろう者、難聴者、中途失聴者等をいいます。」とあり、「等」に盲ろう者が入っていることは理解できるが、盲ろう者は、除け者になっていると感じている。誰一人残さない社会という意味からも、「盲ろう者」という言葉を明記してほしい。</p>	<p>「手話言語を必要とする者とはろう者、難聴者、中途失聴者等をいいます。」について、「手話言語を必要とする者とはろう者、難聴者、中途失聴者、盲ろう者等をいいます。」に修正します。</p>
3	<p>今までのろう者の歴史を考えると、とても踏み込んだ内容になっていて素晴らしいと思う。しかし、この内容を実現させていくためには、文京区に関わる全ての方々への周知が大事になると思う。現在は極一部の人が知っているのみなので、これから文京区が実際にどのように変わっていくのかを注視したいと思う。聴覚障がいの方々が暮らしやすいということは、他の障がい者や高齢者、外国籍の方々の暮らしやすさにも繋がるので、区役所が先陣を切って変えていくことを期待している。</p>	<p>ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p> <p>なお、条例の周知方法は、パンフレットの配付、区ホームページ・区報への掲載等を想定しておりますが、当事者団体と意見交換をしながら周知方法を検討してまいります。</p>

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
4	<p>この条例の制定を機に、区民の方々が簡単な手話を身につけられるようにしてほしい。多くの方は英語で「こんにちは」「元気？」などの挨拶や簡単な会話をすることができるかと思う。手話通訳者を増やすためにも裾野を広めることが肝心である。いつでもどこでも手話言語を第一言語とする方々が、安心して暮らせるためにも是非行ってほしい。特に現在、手話言語を第一言語とする方々が通っている医療機関や介護施設、学校などの関係者には積極的かつ重点的に手話を広める活動を進めていただけたらと思う。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、検討してまいります。</p>
5	<p>医療従事者は患者の訴えを聞き治療することが任務である。そのために手話通訳者の手配をするのは必須かと思う。手話を第一言語とする方々が通訳依頼をするのではなく、医療従事者側が通訳依頼を行うように変えてほしい。これは医療現場に限ったことではなく、学校や役所、また講演会を開く際にも開催者側が通訳依頼をするのが当たり前の社会になることを願う。</p>	<p>ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p> <p>今後、パンフレットの配付、区ホームページ・区報への掲載等により、関係機関への条例の周知と理解啓発に努めてまいります。</p>

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
6	<p>手話は聴覚障害者にとって必要不可欠なコミュニケーションツールである。情報社会だからこそ、聴覚障害者にも平等に正確な情報が遅滞なく届くことが必要である。そのためには、聴覚障害者にとっての第一言語である手話で必要な時に提供される社会を目指すべきだと思う。聴覚に障害があるなら、文字情報があれば事足りると健聴者は考えてしまうが、日本語を第一言語とする者が全て英語で書かれた文章で情報を得て下さいと言われたら学校教育の中で英語を学んだとしても情報を得ることが難しいと感じる人が多い。これと同じで手話を第一言語とする人が文字だけで情報を得ることは難しい部分もあることを理解する必要があると思う。健聴者は話す日本語と文章にした日本語は多少の違いはあるものの大きく異なることはない。しかし、手話は独特の文法を持つ。時間経過も空間を使って瞬時に表す。文法そのものが違うのである。よって、手話言語条例が成立し、施行されることは聴覚障害者が自分たちの言語で情報が保障されるという大切な意味を持つ。</p>	<p>ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p> <p>今後、パンフレットの配付、区ホームページ・区報への掲載等により、条例の周知に努め、手話に対する理解に努めてまいります。</p>

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
7	<p>手話通訳派遣の対象について。</p> <p>対象者を拡大してほしい。現在は障害者手帳により聴覚障害の認定を受けたものが対象だが、それ以外にも聞こえに困難を感じる難聴者、中途失聴者は多く、手話通訳、要約筆記者の派遣が受けられるように制度を拡充すべき。</p> <p>合理的配慮提供に係る費用が過度な負担となる団体や個人、事業者にも拡充してほしい。今後、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律で合理的配慮の提供が義務化されるが、必ずしも派遣費用を負担できる企業や団体だけではないので、その場合、区が派遣を認めるようにしてほしい。</p> <p>ろう者、難聴者が連続した就労にかかる研修や社会福祉士等資格取得のための講習会に自費で参加している時、就労支援、社会参加支援の観点から制度派遣を認めてもらいたい。</p> <p>オンライン会議、講演等に、手話通訳者、要約筆記者の派遣を制度化してほしい。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、検討してまいります。</p>
8	<p>手話通訳者の報酬、研修について。</p> <p>現在の派遣報酬単価では、長期間の手話言語の習得にかかった時間や通訳の労働の専門性に見合っていない。制度派遣の報酬は、議会通訳報酬、行政依頼の通訳報酬に準じてほしい。将来の手話通訳者の確保にもつながる。</p> <p>手話通訳者の研修の充実を図ること。</p> <p>今後、条例施行後に増大する需要に応えるため、レベルアップが必要である。そのための研修指導者の確保や外部講習会、セミナー等の受講料などの研修費用を補助してほしい。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、検討してまいります。</p>

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
9	<p>言語としての手話という文言は、手話が音声言語と対等な言語であることを示していることを確認したい。</p>	<p>条例において、手話は言語であることを示しておりますが、言語間の関係性に優劣はないと考えております。</p>
10	<p>新生児スクリーニングで発見された難聴児は、手話言語を必要とする者である。その子の保護者への情報提供は音声言語と手話言語の言語発達があることを、丁寧かつ公平に説明してほしい。</p>	<p>今後、パンフレットの配付、区ホームページ・区報への掲載等により、条例の周知に努め、手話に対する理解に努めてまいります。</p>
11	<p>区議会傍聴の情報保障について。 手話通訳だけでなく要約筆記も加えてほしい。本会議だけでなく委員会の傍聴にも付けてほしい。議会の中継には手話通訳と同時文字表記も付けてほしい。文字表記は一定の表示時間が必要である。導入には当事者の意見を尊重してほしい。</p>	<p>本会議では、誰もが等しく情報取得できる環境を整えるため、令和6年9月定例議会より、本会議場傍聴席（字幕用モニターを設置）及びインターネットライブ中継にて、リアルタイムでの字幕表示を実施します。</p> <p>その他、頂いたご要望につきましては、手話言語条例定後、区の動向を踏まえ、議会内で検討してまいります。</p>

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
12	<p>手話言語条例に基づく施策の実施について。</p> <p>手話言語条例に基づく施策の検討は地域福祉推進協議会、障害者差別解消支援地域協議会など記録が公表される場で検討する必要がある。聴覚障害者団体は、地域福祉推進協議会及び障害者差別解消支援地域協議会の構成員でもないため、計画策定段階で意見を出すことができない。障害福祉課との協議は必要であるが、行政の各部署、区民、他の障害者とも協議してよい計画策定をしたい。</p> <p>手話言語に関わる施策を協議する機関を設置してほしい。手話言語条例に基づく施策は幅広く募るべきである。手話言語を必要とする者は区民、学生、就労している人、各種施設、事業者のサービスを利用する人など幅広いからである。</p> <p>施策の推進では、市町村障害者計画、市町村障害福祉計画との整合性をうたうものの、二つの条例の内容の反映が不十分である。国の第7期福祉計画基本方針に基づいて、障害者児福祉計画は、障害者アクセシビリティ、コミュニケーション施策推進法の成立を受けて、意思疎通支援、情報保障の充実を反映させる必要がある。</p> <p>地域に住む独居高齢聴覚障害者、聴覚障害者世帯に対して、情報不足のために各種の高齢者、障害者自立生活支援サービス等の活用が不十分。民生・児童委員、地域包括支援センター等を通じて、各種のサービス等の利用を促進するため、相談支援を手厚くする必要がある。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、検討してまいります。</p> <p>なお、次期障害者・児計画における手話言語条例及び意思疎通促進条例の記載について検討してまいります。</p> <p>ご指摘のとおり、手話言語条例に基づく施策の実施にあたっては多くの機関が関係することから、各関係機関と連携し、取り組みを進めてまいります。</p>

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
13	<p>緊急時の措置の明記について。</p> <p>緊急時の措置について、条例内に明記してほしい。今年の心身障害者児 及びその家族との区政を話し合う集いでは、ろう者に起きた緊急時の状況を生々しく説明されている。こうした危険と隣り合わせの聴覚障害者の緊急時の対応が条例に見当たらない。災害時、緊急時等の措置として、条例の見出し、文言に反映してほしい。</p>	<p>手話言語を必要とする者の緊急時の対応は、施策の推進の「手話言語を必要とする者が、必要な場面において、手話言語による情報の取得及び利用並びに意思疎通を行うための施策」に該当すると考えております。</p>
14	<p>全面的に賛同する。手話は言語であるということを改めて認識した。だれもが安心して生活できる文京区とするために必須の条例と考える。ぜひこの条例を成立させ、これに沿った施策の具体化をお願いしたい。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、検討してまいります。</p>
15	<p>大変嬉しく思う。マイノリティの方たちの声がやっと届くようである。</p>	<p>ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>
16	<p>手話は、聞こえない人たちの言語であるということがやっと認められた証のように思う。今後、5つの権利を守れるようお願いする。</p>	<p>ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>
17	<p>多くの方に配布してほしい。最低世帯に1部は配付してほしい。</p>	<p>条例の周知方法は、パンフレットの配付、区ホームページ・区報への掲載等を想定しておりますが、様々なご意見を伺いながら周知方法を検討して参ります。</p>
18	<p>条例はそもそも読みづらく、理解が難しい。易しい日本語による注釈を多く付けてほしい。</p>	<p>条例は、憲法第 94 条、地方自治法第 14 条、第 16 条等に基づき区が法令の範囲内で議会の議決により制定することができます。本条例では、区としての基本理念をお示ししておりますが、今後、具体的施策の実施にあたっては、区民へ丁寧に説明してまいります。</p>

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
19	<p>条例制定後の施策が曖昧である。パンフレット、リーフレットの配布のみでは理解されないかもしれない。小学校、中学校での福祉学習等でパンフレットを使つての説明があると子どもから家庭へと理解が広がっていく。</p> <p>次世代を担う子どもへの働きかけは未来につながっていくものである。自然に共生社会が普通の状態であることが身につく。</p> <p>また、企業や地域団体・協会での研修等も随時開催していくことが望まれる。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、条例制定後は、条例の周知啓発のための取り組みについて検討してまいります。</p>
20	<p>手話の学習を必要とする子どもたちが手話を学ぶ場所を考えてほしい。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、検討してまいります。</p>
21	<p>「区は、施策の推進、実施状況の点検及び見直しを行うに当たり、当事者団体の要望を踏まえ必要があると認めるときは、当事者団体から意見を聴取する機会を設けるものとします。」とあるが、日程の調整だけの問題であれば「必要な時に協議する」とした方がよい。</p>	<p>当事者団体との意見交換は、現在も定期又は不定期に行っており、その取組を参考にしながら実施することを想定しております。</p>
22	<p>ろう者の切実な要望を聞いていると思われるのでぜひ実現してほしい。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、検討してまいります。</p>
23	<p>区職員も簡単な手話を学んでほしい。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、検討してまいります。</p>
24	<p>条例が実行力のあるものとして各政策に反映されることを切望する。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、検討してまいります。</p>

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
25	小学校、幼稚園などでも手話の学習時間を作ってほしい。	ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、検討してまいります。
26	区役所閉庁時でも手話通訳派遣等の対応をしてほしい。	ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、検討してまいります。
27	区職員の聴覚障害者への理解を促進し、簡単な手話を習得するための研修を必ず実施してほしい。	ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、検討してまいります。
28 29	ろう者、聴覚障害者が、地域行事やボランティアなど様々な活動に参加しやすいようにサポートすることが普段からの交流や防災などにも役立つ。 (同要旨の意見 1 件)	ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、検討してまいります。
30	<p>視覚障害と異なり、聴覚障害は一見して分かりづらく、身近にいないと思われがちであり、近隣に住んでいることに気づきにくい。そのため、聴覚障害者と接する機会も少なく、自身の周りのことと思われないことが多い。</p> <p>救急や警察を呼びたい状況の時、災害時など、急を要する場合に近くの者がろう者の助けになればよい。そのためには、日頃から聴覚障害者と交流を持つことが必要である。簡単な手話でも構わないので、挨拶を交わす間柄になることでいざという時の頼りになることができる。</p> <p>条例が制定されても条例を活用して実際に障害者の役に立つ、生きた条例、活かされる条例にならなくてはならない。障害者、高齢者に接する機会の多い民生・児童委員にも周知して、活用されるよう、今後のフォローを期待している。</p>	ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
31	<p>子どもの時に口話教育を受けていた。母と手話言語で話している時に先生から口話で話さなければいけないと厳しく言われた。娘と手話言語で話している時にみっともないから2階に上がるようにと母から言われた。私にとって手話言語は大事なものである。</p> <p>（手話通訳者の協力を得て内容確認を行った手話言語による意見等）</p>	<p>ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p> <p>なお、手話言語条例は、手話言語が過去に使用が制約されてきた歴史があり、手話が言語として認められなかったこと等により、手話言語を必要とする方は多くの不便や不安を感じながら生活してきたことを踏まえ、手話言語を必要とする方が安心して生活できる地域社会を実現することを制定の目的としております。</p>
32	<p>娘と息子は聴者である。文京区で有名な方に手話通訳で助けていただき、出産した。病院には手話通訳者を伴って通院している。</p> <p>ある時、道で転んでしまい、病院に行った。病院では筆談で質問されたが、内容が分からなかった。内容が分からなかったが、分かったかのような反応をした。入院中は手話通訳者を呼べず、筆談で質問されたが、内容は理解できなかった。</p> <p>（手話通訳者の協力を得て内容確認を行った手話言語による意見等）</p>	<p>ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p> <p>なお、手話言語条例は、手話言語を必要とする方が安心して生活できる地域社会を実現することを制定の目的としており、施策の推進において、区は、手話言語を必要とする方が手話言語を利用しやすい環境を整備するための取組に対して必要な施策を講ずるよう努めるものとしております。</p>
33	<p>私はろう者である。聴こえないので、協力をお願いしたい。怖いと思うのは、例えば、車の音が聞こえないので、車が後ろから急に来た時や火事の時である。そういった時に皆さんに協力をお願いしたい。</p> <p>（手話通訳者の協力を得て内容確認を行った手話言語による意見等）</p>	<p>ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p> <p>なお、手話言語条例は、手話言語を必要とする方が安心して生活できる地域社会を実現することを制定の目的としており、施策の推進において、区は、手話言語を必要とする方が、必要な場面において、手話言語による情報の取得及び利用並びに意思疎通を行うための施策を推進するものとしております。</p>

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
34	<p>子どもの頃、学校で口話を読み取る試験があったが、読み取れていないと先生から回答を返された。文章を書くときは母に助けてもらいながら書いていた。母は聴者なので母とは筆談で話していた。手話言語により話したかった。</p> <p>昔、手話言語は手真似といわれていた。息子が小さいときに事故にあった。警察が来たが、手話言語で話ができないので、母が対応した。</p> <p>区役所の受付は手話で対応してほしい。区長や区役所の職員も手話で挨拶だけでもしてほしい。そこから手話ができる方が増えていくといい。条例が制定され、手話言語が普及していけばいいと思う。</p> <p>（手話通訳者の協力を得て内容確認を行った手話言語による意見等）</p>	<p>ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p> <p>なお、手話言語条例は、手話言語が過去に使用が制約されてきた歴史があり、手話が言語として認められなかったこと等により、手話言語を必要とする方は多くの不便や不安を感じながら生活してきたことを踏まえ、手話言語を必要とする方が安心して生活できる地域社会を実現することを制定の目的としており、施策の推進において、区は、手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及に関する施策を推進するものとしております。</p>

(2) 意思疎通促進条例の基本的な考え方についての意見等

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
1	<p>「働く人及び学ぶ人」は「区内において働く人及び学ぶ人」のほうがよい。</p>	<p>ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>
2	<p>「代読、ICT」は「代読又はICT」のほうがよい。</p>	<p>ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>
3	<p>「区が行うべきこと又」は「区が行うべきことまた」のほうがよい。</p>	<p>ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>
4	<p>「手話は言葉」ということをすべての人に知ってほしい。手話で話すのは恥ずかしいことではない。聴覚障害の方々の大切なもの（言葉）である。</p> <p>制定後、多くの人を手話を知り、情報保障の手段が増え、聴覚障害者の生活が楽になることを願う。</p>	<p>ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
5	<p>条例の文言は難しく、なかなか具体的にイメージすることが難しい。形だけのもの終わらせないために、具体的な事例に落とし込んでわかりやすく周知していくことが必要だと思う。</p>	<p>本条例では、区としての基本理念をお示ししておりますが、今後、具体的施策の実施にあたっては、区民へ丁寧に説明してまいります。</p>
6	<p>東日本大震災等、昨今の大きな災害でも、障がい者が情報から取り残されていると感じる。これから高齢者が益々増えていくことを考えても、大切な条例だと思う。様々な技術の進化に伴い、ITを使った事業も増えていくことが予想されるが、やはりアナログな支援も必要だと思う。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、検討してまいります。</p>
7	<p>障害者の範囲を限定しないこと。 障害者は機能障害を持つものと社会との相互作用で何らかの制限を受けるものとすれば、書籍を持たない重度障害者や認知症、高次脳機能障害者、発達障害者等に適切な方法、メディアで受信、利用できるように配慮が必要である。</p>	<p>本条例における障害者の定義は、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者としているため、当該定義に該当するならば、障害者手帳所持者以外の方も含まれると考えており、その趣旨に則り区としても施策の検討を行ってまいります。</p>
8	<p>条例の内容を広く周知してほしい。多くの障害、心身機能の低下をした方にも、一時的に情報の入手が困難になる環境での配慮も必要なことから多くの区民に関わる条例である。様々な関係者、識者、事業者等に周知してほしい。</p>	<p>ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。 今後、パンフレットの配付、区ホームページ・区報への掲載等により、関係機関への条例の周知と理解啓発に努めてまいります。</p>
9	<p>施策の推進では、市町村障害者計画、市町村障害福祉計画と整合性をうたうものの、二つの条例の内容の反映が不十分である。国の第7期障害福祉計画基本方針に基づいて、障害者児福祉計画は、障害者情報アクセス法の成立を受けて、意思疎通支援、情報保障の充実を反映させる必要がある。</p>	<p>ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。 なお、次期障害者・児計画における手話言語条例及び意思疎通促進条例の記載について検討してまいります。</p>

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
10	<p>同一の情報を同一の時点で提供とあるため、手話言語への翻訳により、ろう者が区 HP、区報などの区の情報にアクセスする方法を増やすこと。</p> <p>区報には必ずファックス番号や電子メール（ウェブ経由）による連絡先を掲載すること。</p>	<p>障害者や高齢者を含むすべての閲覧者にとって見やすく、使いやすい HP を提供するため、日頃よりウェブアクセシビリティの維持、向上に努めているところです。区 HP は、およそ 8,000 ページにも及ぶページが存在し、日々情報の更新と発信を行っておりますが、即時に手話言語に翻訳することは技術的に難しいのが現状です。来年度、JIS X 8341-3:2016 の改正が予定されており、新基準が追加された際は、区 HP においても、JIS の達成基準を満たすべくウェブアクセシビリティへの対応を進めてまいります。</p> <p>なお、区報ぶんきょうは毎月 10 日と 25 日に発行しておりますが、紙面は計 8 面あり膨大な情報量となっております。区報原稿が確定した後、区報発行までは 1 週間程度しかないため、全掲載記事について手話通訳を行うことは時間的に難しい状況です。</p> <p>また、区報に掲載できる文字量には限りがあるため、全ての記事にファックス番号及び電子メールを掲載することは出来かねますが、記事の対象者を考慮した上で適宜ファックス番号及び電子メールを掲載いたします。</p>
11	<p>できる限りという言葉が入っているが、行政の裁量に任せるという意味ではなく、物理的に不可能、巨額の経費がかかるというような場合以外、即時実施されなければならないと意味することを確認してほしい。</p>	<p>基本理念における「可能な限り」という文言は、社会通念に基づき解釈した旨を指すと考えております。</p>

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
12	<p>区役所、地域活動センター等の受付等にヒアリングループ、音声文字表示装置、個別音声拡大装置の設置を図ってほしい。</p> <p>難聴の高齢者等の集まりに音声字幕表示装置の貸出しを図ってほしい。公共の会議室で貸出しができるようにしてほしい。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、検討してまいります。</p>
13	<p>災害時、緊急時の聴覚障害者の情報伝達システムを検討してほしい。防災無線が聞こえず不安が強い。各種のシステムが実用段階にあるので、当事者とともに検証してほしい。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、検討してまいります。</p>
14	<p>聴覚障害者緊急時の通報システムの対象者拡大。</p> <p>独居聴覚障害者が自宅で倒れて通報もできず、発見が遅れ、間一髪で救出された実例がある。聴覚障害者に緊急通報システムの給付制度が必要である。</p> <p>独居聴覚障害者のみならず、聴覚障害者のみの世帯、昼間聴覚障害者のみの世帯にも拡大してほしい。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、検討してまいります。</p>
15	<p>条例に基づく要望や施策を検討するためには幅広い対象者、利用者など関係者が多い。既存の障害者団体等に関わらず、関係者の集まる場が必要である。</p> <p>また、要望や対策を検討する当事者と専門家によるワーキングチームが必要である。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、検討してまいります。</p>
16	<p>情報の入手と利用、意思疎通支援には人材の確保が重要である。手話通訳者、音訳者、場面解説者、失語症支援員等の介助員の養成、研修の充実を図ること。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、検討してまいります。</p>

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
17	<p>賛同する。ぜひこの考え方に沿った施策の具体化をお願いしたい。</p> <p>そのうえで、対象者は障害者基本法第2条第1号に該当するものとのことで、障害者手帳を有しているもののみならず、多くの高齢者を含む、難聴や視力障害のある者、認知症のある者等も対象となるものと推察される。その旨を基本的な考え方に明記していただけないかと考える。この基本的な考え方を一読した限りでは、自分は障害者でないから、対象外と考える方が出ることを懸念する。</p>	<p>手話言語条例の基本的な考え方及び意思疎通促進条例の基本的な考え方における障害者の定義である「障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者」について、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であつて、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」に修正します。</p>
18	<p>過日、補聴器の購入を検討したら、余りの高額に驚いた。また、補聴器の購入に係る補助は制限が多く、少額であり、文京区は23区の中でも補助が遅れていることが分かった。ぜひ補聴器の購入費用の所得制限をなくし、かつ額を引き上げていただく、又は補聴器それ自体の給付をお願いしたい。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、検討してまいります。</p>
19	<p>聴こえ問題の大事さを各自が認識できるように、自治体健診に聴力検査を入れていただきたいとお願いしたい。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、検討してまいります。</p>
20	<p>区報は、密度の高い貴重な情報源であるが、特に文字が小さく、高齢者にとっては読みづらいのではないかと考える。ぜひもう少し文字を大きく、読みやすい紙面への改良をお願いする。基本的な考え方に沿った施策が具体化することを切望している。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、誰もが読みやすい区報となるよう、検討してまいります。</p>
21	<p>障害者全ての人に有意義な条例になることを願う。</p>	<p>ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
22	<p>文京区民チャンネル、同インターネット動画配信等に手話通訳のワイドをつけてほしい。すでに字幕がついているので、個人的には内容を掴みやすいと思うが、中には文章を読むのを苦手とする人もいる。そのような人たちが、同等の情報を得て、生活に役立てられるよう、生活を楽しめるよう、配慮をお願いしたい。</p>	<p>文京区民チャンネルでは、街歩きや健康、防災に関する番組などを毎日4回、手話通訳を追加した10分間の番組として放送しております。これらの番組における手話通訳は、区内の聴覚障害者が理解しやすいよう、区内の手話通訳団体に委託し、区在住の聴覚障害者向けに簡略化するなどの工夫を行っております。</p> <p>そのため、YouTubeによる動画配信については、他地域に在住の聴覚障害者等が視聴した場合に誤解を招く可能性があることから、手話通訳者の賛同が得られず行っておりませんが、いただいたご意見を踏まえ、引き続き手話通訳団体と協議を重ねてまいります。</p>

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
23	<p>区報に載っているような様々な講座に、文字通訳である要約筆記の全体投影を付けてほしい。</p> <p>いろいろな講座や催し物があり、中には参加してみたいと思うものもあるが、自分ひとりのために手話通訳や要約筆記の派遣をお願いするのも気が引ける。</p> <p>高齢社会のため、耳が遠くなり、補聴器を使い始める人は多い。しかし、補聴器をつけても、健康な耳に戻ることはないため、周囲の人とのコミュニケーションに不全感を感じる事が少なくない。そのため、積極的に外に出ていく意欲も持ちづらくなってしまう。</p> <p>中途失聴・難聴者、そして高齢難聴者にとっては、慣れ親しんだ文字で内容がつかめることはとても大切である。さらに、講師が冗談を言えば、周りの人と同時に笑える嬉しさを感じられる。こうしたことで、自分が周囲から取り残されていないと実感し、安心感を覚えることができるため、ぜひとも文字通訳を付けてほしい。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、検討してまいります。</p>
24	<p>高齢者のための手話体験会を継続し、定期的に開催してほしい。この秋、江戸川橋の総合福祉センターで高齢者のための手話体験会が開かれた。聞こえづらいという同じような体験をしている方々が集まり、簡単な手話を学んだようである。これを継続し、要約筆記の全体投影付きで、定期的に開催してほしい。</p> <p>三田にある東京都障害者福祉会館でも都主催の講座が開かれているが、夜間の開催のため、高齢者は通うのが難しい人もいる。地元で開催するメリットは大きいと感じる。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、検討してまいります。</p>

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
25	<p>「教育・教養が大切」という言葉がある。文字通りの意味だけではなく、人生を楽しむには、「今日、行くところがある。今日、用があることが大切」という意味だと聞く。日常生活の中で、聞こえの状態に関係なく、豊かな人生を送ることができるよう、配慮をお願いしたい。</p>	<p>ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>

- (3) (1)または(2)の指定なしの意見
なし

4 区民説明会（第1回）での意見等

(1) 手話言語条例の基本的な考え方についての意見等

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
1	ろう者でない者の視点は含まれているのか。	条例制定の背景・趣旨において「全ての者」、基本理念において「全ての人」について言及しており、含まれていると考えております。
2	現在、手話通訳者派遣依頼ができるのは身体障害者手帳を所持している聴覚、音声・言語機能障害者と聴覚障害者団体のうち、事前に登録をした者であるが、条例が制定されることにより、現在、手話通訳者派遣依頼の対象者でない者も派遣依頼ができるようになるのか。	ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、今後検討してまいります。
3	手話通訳を必要とする医師等も手話通訳者の派遣を依頼できるようにすべき。	ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、今後検討してまいります。
4	「手話言語に関する情報及び学習の機会を提供する」とあるが、具体的な取組について教えてほしい。	現在、文京区社会福祉協議会と区との共催により手話講習会を実施しております。 なお、今後については、ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策について、条例の趣旨を踏まえ、検討してまいります。
5	ろう児の保護者が学校で学ぶことを想定しているのか。	就学児でなければ学校で学ぶことはないと考えておりますが、出生児がろう児であり、ろう児本人が手話言語を獲得するとともに、ろう児の保護者も手話言語を習得していく必要がある場合に、学習の機会が得られる必要性はあると考えております。 ご意見を参考とさせていただき、今後、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、今後検討してまいります。

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
6	<p>保護者が手話言語を学ぶ機会があることを伝える場が求められている。保護者が手話言語を学ぶ機会の情報に触れることができるようにしてほしい。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、今後検討してまいります。</p> <p>また、施策を実施する際には適切に周知してまいります。</p>
7	<p>防災訓練は避難所で行われるが、自宅から避難所に向かう訓練が行われていないため、自宅から避難所に向かう訓練を行ってほしい。</p>	<p>現在、区では、区立小・中学校等において、避難所総合訓練を実施し、地域の方に避難所の開設や運営の様子等をご覧いただいております。過去の訓練では、避難所運営協議会とも協議しながら、避難行動要支援者の避難誘導訓練等も行っております。</p> <p>現時点では、自宅から避難所に向かう訓練を実施する予定はございませんが、区民に対し、日頃から避難所への避難ルートの確認等について周知啓発に努めるとともに、地域において避難所への避難訓練等が行われる場合は、必要に応じ、その活動を支援してまいります。</p>
8	<p>ろう者用の避難所を設置し、手話通訳者、意思疎通支援機器を当該避難所にのみ設置することで、手話通訳及び意思疎通支援の負担を軽減することができる。</p>	<p>区では、避難所は町会ごとに割り当てており、高齢者や障害者等の要配慮者に対しては、要配慮者スペースを確保する等、状況に応じた支援を行うこととしております。</p> <p>また、避難所において、障害者等の要配慮者が円滑なコミュニケーションを取れる環境を構築するため、当事者としての意見を伺った上で、備蓄物資の選定を行っております。手話通訳の負担軽減等、今後も関係団体と避難所における障害者支援に関する課題について意見交換を行いながら、避難所の環境の充実に努めてまいります。</p>

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
9	<p>ろう者は、自宅から避難所へ移動する必要がある場合の情報を受け取ることができないことを把握してほしい。</p>	<p>避難指示等の情報伝達手段として防災行政無線による音声での周知のほか、文京区防災アプリや防災情報一斉通知アプリなどの文字情報での周知も同時に行っております。スマートフォン等をお持ちの方は、防災アプリをダウンロードしていただき、プッシュ通知機能を利用することで、避難情報、避難所開設情報、被害情報等を迅速に入手することが可能となります。</p>
10	<p>災害時に最も重要なのは地域による共助である。地域にろう者がいることが地域内で知られていないため、町会等にろう者が参画して、ろう者がいる世帯が地域内で知られるようになると、災害時にろう者の避難を地域で支援することができる。ろう者が地域にいることを、民生・児童委員、町会等に知ってもらうための場をつくってほしい。</p>	<p>区では、災害対策基本法の規定に基づき、障害者等の避難行動要支援者の名簿を作成し、本人の同意がある場合は町会等に情報提供しております。災害時には名簿を活用して地域において避難行動要支援者の所在を把握することができるものと考えております。</p>
11	<p>災害時に避難行動要支援者名簿を活用できる者が、必ず避難行動要支援者の支援にあたることのできる保証はない。そのため、避難行動要支援者が生活する地域の住民が避難行動要支援者の所在を把握し、災害時に支援できるようにすべき。町会等の会議にろう者と手話通訳者が参加し、顔見知りになっておくことで災害時に町会等がろう者の支援にあたることのできるようになる。</p>	<p>このような課題に対応することは重要であると考えております。ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、検討してまいります。</p>

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
12	ろう者の自宅を訪ねる際にどのようにろう者と接したらよいかわからないことがある。条例が制定されることにより、現在、手話通訳者の派遣依頼を行うことができる者以外も派遣依頼を行うことができるようになり、積極的にろう者を訪ねていけるようになるのではないかと考えている。	ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
13	「施策の推進、実施状況の点検及び見直しを行うに当たり、(中略)当事者団体から意見を聴取する機会を設けるものとします。」とあるが、当事者団体に文京手話会は含まれるか。	含まれると考えております。

(2) 意思疎通促進条例の基本的な考え方についての意見等
なし

(3) (1)または(2)の指定なしの意見

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
1	条例は、区政を行ううえで何よりも重視すべきなのか。	条例は、憲法第 94 条、地方自治法第 14 条、第 16 条等に基づき区が法令の範囲内で議会の議決により制定することができるものです。この度の条例は、手話言語及び障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関し、区の理念を明らかにすることを目的としております。
2	文京区の基本構想を定める条例があるならば当該条例と手話言語条例及び意思疎通促進条例のどちらが優先されるのか。	区の基本構想は、条例とは別に定めております。基本構想は、区の目指すべき将来都市像を明らかにし、その実現に向けた、区政運営の理念を示すものです。

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
3	<p>条例制定後は、病院等に情報を提供するだけでなく、区民、事業者等の各主体が自身の責務について考えるような周知をしてほしい。</p>	<p>条例の周知方法は、パンフレットの配付、区ホームページ・区報への掲載等を想定しておりますが、当事者団体と意見交換をしながら周知方法を検討してまいります。</p>
4	<p>次期障害者・児計画に手話言語条例及び意思疎通促進条例について記載してほしい。</p>	<p>次期障害者・児計画における手話言語条例及び意思疎通促進条例の記載について検討してまいります。</p>
5	<p>障害者は、障害者手帳所持者だけでなく、生活の中で支障がある方も含まれるのか。</p>	<p>障害者の定義は、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者としているため、当該定義に該当するならば、障害者手帳所持者以外の方も含まれると考えております。</p>

5 区民説明会（第2回）での意見等

(1) 手話言語条例の基本的な考え方についての意見等

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
1	どのような施策を実行していくのか。	条例では、区としての方向性をお示ししておりますが、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、今後検討してまいります。
2	区民は具体的に何をすればいいのか。	区民の責務に基づき、区民の方々には、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めていただきたいと考えております。
3	文京区の手話言語条例ならではの特徴は何か。	基本理念において手話言語を必要とする者の5つの権利を述べている点、施策の推進において具体的な施策について述べている点が特徴であると考えております。
4	手話言語を必要とする者におけるろう者、難聴者、中途失聴者等の「等」には、どのような者が含まれるか。	手話言語を必要とする者のうち、ろう者、難聴者、中途失聴者に該当しない方もいるため、そのような方々が含まれると考えております。
5	災害時等における措置の現状として行っていることは何か。	<p>現在、全ての避難所において筆談ボードを備蓄しているほか、各避難所に配備しているタブレット端末で手話通訳とのテレビ電話が可能となっており、コミュニケーションが図れる体制を365日（毎日8時～20時まで）整えています。</p> <p>この他、手話通訳ができる団体と手話通訳の派遣等、災害時における相互協力に関する協定の締結に向け、協議を進めているところであり、可能な限り日常に近い生活を送れるよう努めております。</p>

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
6	手話通訳者になるための講習会が終わった後は手話通訳者自身で学ぶ場を探す必要があり、その訓練をするために膨大な時間がかかり、金銭的な支援が必要となる。手話言語に関する情報及び学習の機会を提供するための施策として、手話通訳者への支援が必要である。	ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。 なお、現在、手話通訳者の養成事業を文京手話会との共催により実施しておりますが、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、検討してまいります。
7	「当事者団体の要望を踏まえ必要があると認めるときは」とあるが、必要と認めないときは意見を聴取しないと捉えられる。当事者団体から要望があるときはいつでも意見を聴取する機会を設ける旨に変更すべき。	ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。 なお、「必要があると認めるとき」は、条例作成時の表現方法としての記述となります。
8	当事者団体に属さないろう者からも意見を聴取する機会を設けるべき。	当事者団体に属さない障害者の意見は、区の窓口や関係機関等への相談のほか、日々の支援の中で把握し、施策の推進のために必要な意見については活用していきたいと考えております。
9	地域福祉推進協議会障害者部会、障害者差別解消支援地域協議会において、部会員または委員でないろう者から意見を聴取すべき。	ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。
10	条例の施行後、何も変わらないと条例を施行した意味がない。具体的な施策が実現され、条例が制定されてよかったと実感したい。条例制定後も当事者団体との意見交換は行ってほしい。	ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。 なお、当事者団体との意見交換は、現在も定期又は不定期に行っておりますので、引き続き実施してまいります。
11	区役所職員と区長は手話で挨拶してほしい。区役所1階受付の職員は手話により対応してほしい。災害時等は音声だけでなく、動画、字幕により情報提供してほしい。	ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、今後検討してまいります。

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
12	昔は口話教育が行われており、手話を使っていると周囲から怒られた。手話を使うと奇異な目で見られた。手話を覚えなくて日本語が覚えられない。物の用途がわからない。自分の名前も分からないまま育った。手話を使いながら育っていくことが重要である。コミュニケーションの方法として手話言語が必要であるということを理解してほしい。	ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。

(2) 意思疎通促進条例の基本的な考え方についての意見等

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
1	とある高齢者から、高齢によって難聴になり、視力も下がり、講演会に参加しても内容が分かりにくいという話を聞いた。障害者以外の情報保障についても条例の対象としてほしい。	ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。
2	「障害者は、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を同一の時点において取得することができなければなりません。」とされており、この文言は障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下、「障害者情報アクセス法」という。）の条文と同趣旨であるが、区として障害者情報アクセス法の趣旨に則って施策を推進していくという意思の表れと捉えてよいか。	条例の内容にかかわらず、区として障害者情報アクセス法に則った対応を行ってまいります。

(3) (1)または(2)の指定なしの意見

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
1	区民、事業者への条例の周知方法はどのように行うのか。	条例の周知方法は、パンフレットの配付、区ホームページ・区報への掲載等を想定しておりますが、当事者団体と意見交換をしながら周知方法を検討してまいります。

No.	意見等（要旨）	区の考え方等
2	事業者には個人で活動しているNPO等も含まれるか。	含まれると考えております。
3	事業者には条例の意義を周知する際は、幅広い事業者に周知を行ってほしい。	条例の周知方法は、パンフレットの配付、区ホームページ・区報への掲載等を想定しておりますが、当事者団体と意見交換をしながら周知方法を検討してまいります。